

セイノーカンガルークラブカードの年会費は、  
会員特約第5条をご確認ください。

2025年12月9日改定

## セイノーカンガルークラブカード会員特約

### 第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「カンガループレゼントプログラム規定」(以下「プログラム規定」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とプログラム規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、プログラム規定または会員規約の定義によるものとします。

### 第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスと西濃運輸株式会社(以下「SEINO」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。  
●セイノーカンガルークラブカード
2. 入会申込者は、本特約、プログラム規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社およびSEINO(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 2025年12月以降の入会申込者は、所属するカード会社を次のいずれかとすることを承認するものとします。  
①カード代金支払口座を十六銀行本支店に指定した会員は、株式会社十六カードとします。  
②前号以外の金融機関を指定した会員は、三菱UFJニコスとします。
4. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)とSEINOの会員資格(以下「SEINO会員資格」といいます。)とを有するものとします。

### 第3条(会員資格取消等)

1. 会員にSEINOの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等SEINO会員資格を有するに不適当であると認められた場合、SEINOは、何らの通知、催告を要しないで当該会員のSEINO会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員がSEINO会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然にSEINO会員資格を喪失するものとします。

- 会員がSEINO会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消すことができるものとします。
- 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、SEINO会員資格も当然に喪失するものとします。
- 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、SEINOまたはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

#### 第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、SEINOが提供する特典およびサービスを受ける場合、SEINO所定の方法でその提供を受けるものとします。

#### 第5条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
本人会員	11,000円	1,375円* <sup>1</sup>
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、 2人目より1名様につき 1,100円* <sup>2</sup>	1名様につき 440円* <sup>2</sup>

\*1 一般会員の場合、本人会員の入会初年度の年会費は無料とします。

\*2 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025年12月9日改定

## セイノーカンガルークラブカード 「個人情報の取扱いに関する特約」

#### 第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはセイノーカンガルークラブカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

#### 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ① 入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ② 入会申込日、契約日、支払口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③ 本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称:西濃運輸株式会社

住 所:〒503-8501 岐阜県大垣市田口町一番地

電 話 番 号:0584-81-1111

利 用 目 的:①西濃運輸株式会社の道路貨物運送業事業における市場調査、商品開発。

②西濃運輸株式会社の道路貨物運送業事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

### 第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
- 2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

2012年7月16日改定

## 西濃運輸株式会社の 「個人情報の取扱いに関する同意条項」

### 第1条(個人情報の取得・保有・利用)

- 1. 会員(家族会員を含みます。以下同じ)は、本契約に記載され、また本契約を通じて知り得た会員に関する以下の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じた上で西濃運輸株式会社(以下「SEINO」といいます。)が取得、保有、利用することに同意します。
  - ①宅配便や引越しに関するお客様のご意見
- 2. 会員は、SEINOが第1条の個人情報を以下の目的のために利用することに同意します。
  - ①会員向け各種サービスのために利用する場合
  - ②SEINOの道路貨物運送業事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合

③SEINOが取扱うすべての商品に関する市場調査または商品開発のために利用する場合

## 第2条(個人情報の開示・訂正・削除・利用中止)

- 会員は、SEINOに対し、SEINOの定める手続きに則り、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。
- 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、SEINOは、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 前条第2項②で同意を得た範囲内で個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、これを中止する措置をとります。

## 第3条(お問合せ窓口)

提携先名	西濃運輸株式会社
所在地	〒503-8501 岐阜県大垣市田口町一番地
電話番号	0584-81-1111
ホームページ(URL)	<a href="https://www.seino.co.jp/">https://www.seino.co.jp/</a>

# カンガループレゼントプログラム規定

## 第1条(目的)

本規定は、西濃運輸株式会社(以下「SEINO」という。)と会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「カード会社」という。)との提携により発行する「SEINOカンガルークラブカード」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、SEINOが本カードの会員(以下「会員」という。)に対し提供する特典(以下「カンガループレゼントプログラム」という。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

## 第2条(カンガループレゼントプログラム)

カンガループレゼントプログラムとは、会員が本規定により、SEINOから所定の商品(以下「プレゼント商品」という。)を受け取る事ができる制度です。プレゼント商品は、会員が本カードにより信用販売を受ける商品・役務等の購入を行った場合、その購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じて、SEINOから付与されるポイント(以下「ポイント」という。)の残高にもとづき選定されるものとします。

ただし、会員が本カードの会員資格を喪失した場合は、カンガループレゼントプログラムを利用することはできません。また、本カードではカンガループレゼントプログラム以外のカード会社が提供するポイントプログラムを利用することはできません。

## 第3条(ポイントの付与対象)

前条のカード利用代金には、キャッシングサービス・各種ローン・本カードの年会費・保険掛金その他所定のものは含まれないものとします。

## 第4条(家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該会員の属する本人会員のカード利用代金と見なし、そのポイントは、本人会員に付与されるものとします。

## 第5条(ポイントの付与日)

ポイントは、毎月所定日にカード会社所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本人会員に付与されます。

## 第6条(ポイントの取り消し)

本人会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取り消し等により、カード利用代金の全部または一部が取り消しされた場合、その取り消し額に応じたポイントも、SEINO所定の方法により取り消しされるものとします。

## 第7条(ポイントの計算)

本人会員のポイントは、毎月の所定日にカード会社所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、次のとおり計算され①と②の合計ポイントが付与されます。

- ①カード利用代金の合計金額(1,000円未満は切り捨て)に対し、1,000円を単位とし、これに百分の一を乗じて得られるポイント。
- ②SEINOおよび別途指定されたその他加盟店において、指定された商品・役務等の購入のカード利用代金の合計金額(100円未満は切り捨て)に対し、100円を単位とし、これに百分の三を乗じて得られるポイント。

## 第8条(ポイントの蓄積とポイント算定期間)

初回のポイント算定期間は、会員の入会月から翌年の同月までとし、その翌月をポイント還元対象月(以下「還元対象月」という。)とします。

尚、ポイントの算定期間を超過し、かつ還元の対象とならないポイントについては、該当の算定期間終了時に自動的に消滅するものとします。

## 第9条(ポイントの通知)

SEINOは、会員に対して付与するポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、当該会員に対して送付するご利用明細書上に表示し、通知するものとします。

## 第10条(還元の決定)

- ①SEINOは、会員への還元に際し、所定の審査を行い、その還元実施の可否を決定するものとします。
- ②会員もしくは家族会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をしたとSEINOが認めた場合、または本規定・本カードの会員特約もしくはクレジットカードの会員規約を遵守していないとSEINOが認めた場合に、当該会員への還元を拒否または留保する事ができるものとします。

## 第11条(還元対象となるポイント残高)

還元対象となるポイント残高は、前条にもとづく還元決定後のポイント算定期間終了時での有効なポイント残高(以下「有効ポイント残高」という。)となります。この為、予め会員に対して通知されたポイント残高と異なる場合があります。

## 第12条(ポイントにもとづく還元)

①SEINOは、次の各号の条件を全て満たした会員に対し、第8条に定める還元対象月の末日までにSEINO所定のカンガループレゼントカタログを送付します。それに伴う会員の申請に対し、申請を受けてより1ヶ月以内を目処に、該当プレゼント商品を御希望のお届け先までカンガルー宅配便にて送付します。

- (1)有効ポイント1,500ポイント以上である事。
- (2)前号の有効ポイントの内、第7条第2項により付与された有効ポイントが150ポイント以上ある事。
- (3)会員が還元対象月に会員資格を有していること。

- ②ポイント算定期間内に於いて還元の対象となる有効ポイントは60,000 ポイントを上限とします。
- ③ポイントの有効期限は、カンガループレゼントカタログ発送日より6ヶ月間とします。

### 第 13 条(公租公課)

カンガループレゼントプログラムにより還元を受けたプレゼント商品について、公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

### 第 14 条(ポイントの消滅)

会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定もしくはカンガループレゼントプログラムにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

### 第 15 条(SEINOからの委託)

会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・還元等に関する事務処理をSEINOからの委託にもとづき、カード会社が行うことと予め承認するものとします。

### 第 16 条(権利の譲渡等)

会員は、理由の如何を問わず、カンガループレゼントプログラムにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させる事はできません。

### 第 17 条(カンガループレゼントプログラムに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元商品並びに申請資格に関する疑義、その他カンガループレゼントプログラムの運営に関する疑義は、SEINOにおいて決定し、会員はその決定に従うものとします。

### 第 18 条(終了・中止・変更等)

- ①SEINOは、予告なしにカンガループレゼントプログラムを終了もしくは中止し、または内容を変更する事ができるものとします。
- ②SEINOは、第7条に定めるポイント算定に係わる換算率、第12条に定める還元に係わる換算率を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。
- ③本条第1項及び第2項により、会員に損害を生じた場合にも、SEINOおよびカード会社は一切の責任を負いません。
- ④カンガループレゼントプログラムの内容は、日本国の法律の下に規制される事があります。